

フランチャイズ・ショー2012 出展規約

【1. 規約の履行】

出展社は以下に述べる各規約および、主催者から提示された「展示会出展のご案内」(出展要項)および出展申込企業を対象に行う「出展社説明会」にて配付する「出展細則」の各規定(以下に説明する「出展規約」)に一部記載されており(遵守しなければなりません。これらに違反したと主催者が判断した場合、その時期を問わず出展申し込みの拒否、出展の取り消し、小間・展示物・装飾物の撤去・変更を主催者は命じることができます。その際、主催者の判断基準、根拠などは公表しません。また、出展社から事前に支払われた費用は返還しません。出展取り消し・小間・展示物・装飾物の撤去・変更によって生じた出展社および関係者の損害も補償しません。

【2. 展示会の開催趣旨】(出展対象)

- 2-1. フランチャイズシステムにより事業を行っている法人(フランチャイズ本部=フランチャイザー)が加盟店(フランチャイジー)募集や企業PRを行うものとし。なお、ここでいう「フランチャイズシステム」および「フランチャイザー」の内容は、中小小売商業振興法第11条第1項に定める事前開示項目および社団法人日本フランチャイズチェーン協会が定める「フランチャイズの定義」を満たしている法人とさせていただきます。
- 2-2. フランチャイズ本部向けの商品・設備・システム・サービスの提供、フランチャイズ本部設立・フランチャイズ加盟・起業相談などのコンサルティング、情報提供サービス・出版業を行う法人・団体が、顧客開発や企業PRを行うものとし。
- 2-3. ニュースビジネス・ベンチャー関連の法人が、販売代理店・特約店・業務提携先の募集などを行うものとし。
- 2-4. フードサービス・小売り・サービス業など流通関連業向けの製品・サービス・システムのPR、および販路拡大を行うものとし。

【3. 出展資格】

- 3-1. 出展社は主催者が定める展示会の開催趣旨に合致する製品・サービスを提供する法人・団体などに限定します。また、主催者は社内での出展基準に従い、法人・団体および製品・サービスなどが出展に適するかどうかを決定する権利を持ちます。下記事例などに該当すると判断した場合には申込受付の保留または出展をお断りする場合があります。また、その際、判断基準、根拠などは公表しません。

【申込受付の保留または出展をお断りする事例】

「申込書の記載事項に不備や虚偽の申請などがあった場合」
「出展内容が本展の趣旨にそぐわないと判断される場合」
「出展社が第三者の権利を侵害していると判断される場合」
「来場者や他の出展社などから苦情が予想される場合」
「出展社が自法的倒産手続きの申し立てをし、あるいは、申し立てを受けている場合」
「その他出展が著しく不相当と判断される場合」

- 3-2. 会場内で現金の授受を伴う物品・サービスの提供(即売行為)を目的とした出展は、出版物など一部主催者が認めたものを除き、お断りします。
- 3-3. 共同出展は、1法人につき1小間以上でお申し込みください。例えば、2人以上で1小間の出展はできません。
- 3-4. 出展申し込みを正式に受理した後でも、出展社が「出展規約」などに違反したと主催者が判断した場合、主催者は出展を取り消す権利を持ちます。
- 3-5. 疫病などでWHO(世界保健機関)の伝播地域に指定された国・地域からの出展を保留またはお断りする場合があります。なお、指定国・地域外においても主催者の判断で関連書類の提出を求める場合があります。

【4. 出展申し込みおよび出展小間・Webサイト参加料金の支払い】

- 4-1. 出展申し込みは、出展申込書および「展示会出展のご案内」5ページに定める各種添付書類をすべて提出していただきます。また、出展申込書は原本をお送りください。内容に不足または不備があったと主催者で判断した場合、主催者は出展をお断りする権利を持ちます。なお、その際ご提出いただいた書類は返却しませんので、出展申込書および出展規約、その他すべての提出書類はコピーをお取りいただき、お手元に保管してください。また、外部に公表することはしません。
- 4-2. 本展示会は、主催者が定める出展に必要なすべての書類を主催者が受領し、出展審査を経て、「出展受理連絡書」「出展小間料およびWebサイト参加料の請求書」を出展申込企業に送付し、主催者が入金確認できた時点を、正式な出展受理とします。
- 4-3. 出展小間・Webサイト参加料は2011年11月15日(火)までに指定の銀行口座へお振り込みください。期日までに「出展小間・Webサイト参加料のお振り込みがない場合、主催者は出展受理を取り消す権利を持ちます。なお、広告代理店を通じてのお申し込みの場合は、代理店から請求書が送付されますので、その支払い基準に従ってください。

【5. 出展キャンセル・取り消し】

- 5-1. 出展申込書を主催者が受理した後の出展取り消し・解約は認められません。出展社の都合により、出展のすべてまたは一部の取り消し・解約をする場合、出展社は必ず書面にて主催者に届け出て承認を受けなくては、規定のキャンセル料を主催者に支払わなければならないとします。
- 5-2. キャンセル料
◆出展受理連絡書発送日から2011年11月15日(火)まで/請求金額の50%
◆2011年11月16日(水)以降、会期終了まで/請求金額の100%
- 5-3. キャンセル料以上の損害が主催者に発生している場合には、別途損害賠償を請求させていただくことがあります。

【6. 展示スペースの割り当て】

- 6-1. 展示スペースは、主催者が定める小間の配置、形状に基づき、所定の手続きに従い、抽選会にて決定いたします。出展社は、その結果に従うものとします。
- 6-2. 出展社は、小間割り抽選会によって決まった展示スペースを、いかなる理由があってもその全部または一部を、他社と交換・譲渡・貸与などすることはできません。
- 6-3. 主催者は、出展申込キャンセルなどがあった場合、抽選会によって決まった小間配置の全体レイアウトを変更することができます。

【7. 書類の提出】

出展申し込みを正式に主催者が受理した後、主催者から提出を求められた書類を指定期日までに届け出なければなりません。期日に遅れた場合、主催者は出展申込事項を履行するか否かを決定する権利を持ちます。

【8. 展示に際する規約】

- 8-1. 出展申込書に記載された法人・団体および製品・サービスなどが展示対象です。その関連・関係会社およびグループ・提携関係にある法人・団体、またそれらの製品・サービスなどを展示したり自社小間内で社名などを掲出することはできません。このような事実があったと主催者が判断した場合、主催者は出展の取り消し・小間・展示物・装飾物の撤去・変更を命じることができ、出展社はその判断に従うものとします。
- 8-2. 出展社は、出展申込書に記載された法人・団体および製品・サービスなどに変更が生じた場合、速やかに書面にて主催者に連絡しなければなりません。
- 8-3. 装飾・展示物などの搬入・搬出および展示方法などは、主催者の提供した「出展細則・提出書類」に規定され、出展社はこれを遵守しなければなりません。
- 8-4. 出展社は、通路など自社小間内以外の場所で、展示、宣伝、営業行為などを行うことはできません。また主催者が定める共用のストックルームは、資料・パンフレット・空き箱などのみ保管することが可能です。食材を保存する冷蔵庫などの保管は禁止します。そのような行為があったと主催者が判断した場合、主催者はその中止・変更を命じることができ、出展社はそれに従うものとします。
- 8-5. 出展社は装飾物・演出としての裸火、強い光、熱、臭気、煙・スモークマシン、ネオン管などの使用はできません。また大音量を放つ実演など他社の迷惑となる行為や、近隣の展示を妨害してはいけません。妨害の有無や実演などが他社に多大な迷惑を与えているか否かは主催者が判断し、その中止・変更を命じることができ、また、出展社はそれに従うものとします。
- 8-6. 出展社は、展示会場に適用されるすべての防火および安全法規・行政指導を厳守しなければなりません。
- 8-7. 展示会会期中および会期後に来場者・出展社などに対し迷惑のかかる行為(強引なセールス、勧誘、誹謗中傷、営業妨害またはそれらに類する行為など)があったと主催者が判断した場合、出展中止または次回以降の出展申込拒否などの申し入れを主催者は行う権利を持ちます。また、出展社はこれに従うものとします。
- 8-8. 展示会会期中および会期後の出展社と来場者間における商談・契約内容などに関して主催者はその責任を一切負いません。
- 8-9. 出展社は主催者の了承を得た後、自社のブースおよび出展社が特定されない全景のみ撮影することができます。

【9. 個人情報の取り扱い】

- 9-1. 出展社は、展示等を通じて「個人情報」を取得する場合、「個人情報の保護に関する法律」(個人情報保護法)および関連法令を遵守し適法かつ適切な取得・管理・運営をお願いします。利用目的は必ず公表・通知し、その範囲内での活用をお願いします。特に第三者提供を行う場合は、必ず「個人情報」の情報主体から「同意」をとってください。
- 9-2. 出展社が展示等を通じて取得・管理・運営する「個人情報」の情報主体または情報主体と主張する者との間で、紛争などが生じた場合は、両者が協議して、当該紛争の解決にあたってください。主催者はその際、一切の責任を負いません。

【10. 損害責任】

- 10-1. 主催者はいかなる理由においても、出展社およびその従業員・関係者が展示スペースを使用することによって生じた人および物品に対する傷害・損害などに対し、一切の責任を負いません。また、出展社およびその従業員・関係者の不注意などによって展示会場内で生じた人および物品に対する傷害・損害などに対し、一切の責任を負いません。
- 10-2. 出展社はその従業員・関係者・代理店の故意・不注意を問わず展示会場内およびその周辺の建築物・設備、および主催者が用意した設備に対して生じたすべての損害について、ただちに賠償するものとします。
- 10-3. 出展された製品・サービスについて第三者と紛争が起きた場合は、主催者はその責を一切負いません。出展社はその費用と責任において、これを解決、処理し主催者には一切迷惑をかけるものとします。万一、主催者に紛争に関連して損害等が発生した場合は、直ちに補填しなければならないものとします。
- 10-4. 主催者は、天災、疫病、その他不可抗力の原因による会期の変更・開催の中止によって生じた出展社および関係者の損害は補償しません。
- 10-5. 主催者は自然災害・交通機関の遅延・社会不安などによって生じた出展社および関係者の損害は補償しません。

以上